

緊急銃猟の条件チェックリスト

条文等	条件	✓
<p>人の日常生活圏への侵入 (法第34条の2)</p>	<p>銃猟を実施する場所は、人の生活圏※であるか ※人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲。例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる。</p>	
<p>クマ・イノシシによる人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要 (法第34条の2)</p>	<p>クマ・イノシシによる人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか。 ※人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。</p>	
<p>銃猟以外の方法では的確かつ迅速にクマ・イノシシの捕獲等を行うことが困難 (法第34条の2)</p>	<p>銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか。 ※人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。</p>	
<p>避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合 (法第34条の2)</p>	<p>通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか(法第34条の4)</p>	
	<p>地域住民の避難は行われたか(法第34条の4)</p>	
	<p>広報(HPやSNS、防災無線等)は行われたか(政令)</p>	
	<p>通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署(警察署長)に通報を行ったか(政令)</p>	
	<p>鉄道を含む場合は、鉄道管理者へ協議が行われたか(政令) 道路を含む場合は道路管理者へ連絡したか 場所の管理者へ連絡したか(必要に応じて)</p>	
	<p>射線方向にバックストップはあるか ※屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢か、又は弾が通り抜けた場合の壁の先にバックストップがあるか。</p>	
<p>その他</p>	<p>(土地の立入りを伴う場合)土地の立入りをを行う者は証票を身に着けているか (法第34条の3)</p>	
	<p>緊急銃猟を委託する者は証票を身に着けているか(法第34条の2)</p>	
	<p>緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか(任意) ※スマートフォン、ビデオカメラ等での撮影は捕獲者の了承を得ているか。</p>	